

# 介護保険が始まりました

40歳以上の方は、自動的に介護保険に加入します。

## 《介護保険に加入する方》

対象者	区分	保険料の負担
65歳以上の方	第1号被保険者	年金から天引きで町が徴収します。 (年金が年額18万円未満の方は、個別に納付することになります)
40歳以上65歳未満の医療保険加入者	第2号被保険者	医療保険料と併せて納付することになります。

## 《介護保険のサービスを利用できる方》

- ・65歳以上の高齢者で、介護や支援が必要な方。
- ・40～64歳の方で、特定疾病（加齢が原因とされる病気）が原因で介護や支援が必要となった場合。

人口の高齢化が急速に進み、寝たきりや痴ほうなどで介護を必要とする高齢者が年々増加しています。その一方で、少子化の進行や核家族化等により高齢者を介護する機能が低下しています。このような社会的要因を背景に、「介護保険制度」は高齢者が介護を必要としたときに、安心して介護が受けられるよう社会全体で支える仕組みとして、四月一日からスタートします。

## 保 険 料

### 2号被保険者(40～64歳の方)

現在、加入している健康保険や国民健康保険などの医療保険料に介護分が上乘せになり、そのうちの半分は事業主や国が負担することになります。

保険料は、所得や資産などによってそれぞれの医療保険者が賦課することになるため、額は人によって異なります。

### 1号被保険者(65歳以上の方)

**基準額：2,205円(月額)**

年金から天引きで町が徴収します。(年金が年額18万円未満の方は、個別に納付することになります)

3月号でもお知らせしたとおり、平成12年4月から9月までは徴収されません。

平成12年10月から平成13年9月までは半額が徴収されます。

**本人や家族の所得によって5段階に設定されます。**

### 1号被保険者保険料の段階

・生活保護受給者 ・町民税世帯非課税で 老齢福祉年金受給者	基準額×0.5
・町民税世帯非課税	基準額×0.75
・町民税本人非課税	基準額×1
・町民税本人課税で合 計所得金額 250万円未満	基準額×1.25
・町民税本人課税で合 計所得金額 250万円以上	基準額×1.5

### 【問い合わせ先】

横芝町役場保健福祉課 介護保険係

電話 (82) 8818 直通